小規模特認校・坂小学校で学びませんか

~自然環境にめぐまれた学校生活で、伸びやかな人間性を育む~

小規模特認校制度とは 三島市に住所があれば、学区 に関係なく坂小学校に通学できる制度。現在、9人 の児童が制度を利用して坂小学校で学んでいます。

坂小学校とは 箱根西麓に位置する児童数80人の学 校です。小規模校の特長を生かし、きめ細かな指導・ 支援を行っています。異年齢間の交流も盛んです。

①外国語活動の充実

外国語活動特例校に認定され、1・2年生は隔週 1時間、3・4年生は週1時間と、低学年から外国 語活動に取り組んでいます。

②豊富な農事体験をもとにした体験学習の推進

地域の皆さんの協力を得て、さまざまな農作物を 育て自然と触れ合い、収穫した野菜は坂小野菜とし て、高学年の児童が広報し、販売を行っています。

③健康教育の推進

「体力アップ」「健康教育の推進」を継続して行い、 平成25年度には実績が評価され、文部科学省から 「学校体育優良校」として全国表彰を受けています。

④盛んな交流活動

一昨年度から4・5年生による福島県猪苗代町翁 島小学校との交流事業を行い、隔年で互いの学校を 訪れ交流しています。また近隣の坂幼稚園と、行事 や体験を通して交流を深めています。

転・入学の条件 ▶卒業まで通学可能であること▶通 学方法や通学の安全確保に保護者が責任を持つこと ▶坂小学校の教育活動・PTA活動に賛同し協力で きること▶通常学級のカリキュラムのもとで学ぶこ と▶卒業後は原則、居住地の中学校に進学すること

【学校見学・説明会にお越しください】

とき 11月16日(水)午前10時25分~午後0時5分 ところ 坂小学校 (職員玄関受付まで) ※駐車場は坂公民館駐車場をご利用ください

問合せ 学校教育課 (☎ 983 - 2670)、坂小学校 (☎ 971 - 1231



~環境リーダー研修活動報告~ 富士山について学んだ小・中学生の感想

市では、環境について考え、行動するきっかけをつ くるため環境リーダーの育成を進めています。本年度 は小・中学生を対象に世界文化遺産の富士山について 学ぶ体験学習を行いました。

●小学生環境探偵団

市内小学生の団員35人が、富士山・富士宮口五合 目から六合目を目指し、富士山の保全活動を行ってい るガイドの人と散策をしました。普段とは全く違う自 然環境に触れた団員は、標高が2,400~2,500 mあり、



▲真剣に説明を聞きます

三島より気温が低いこと を肌で感じました。

遠くから見るだけでは わからない富士山の自然 を間近で体感する貴重な 経験になりました。

●中学生環境リーダー研修

市内中学生の研修生29人が、2泊3日の日程で富 士山五合目の自然観察やふじさんミュージアムの見 学、また、植樹体験などを通して、富士山の歴史や文 化、自然環境などについて学びました。その成果とし て、自分たちの環境に関する取り組みを宣言する、「環 境行動宣言 | をまとめ、発表しました。

研修生の感想

- ▶富士山信仰の歴史や富士山の成り立ちの伝説など、 初めて学ぶものが多く、興味深かった。
- ▶ただ富士山の景色を見るだけでなく、葉の香りをか いだり、鳥の声を聞いたり、木の形をよく見たり、 コケの感触を感じたりと、富士山の自然について楽 しく知ることができた。

問合せ 環境政策課(☎983 - 2647)

皆さんの意見をお聞かせください

パブリック・コメントを募集します

●三島市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調 整に関する条例の改正について

内容 中高層建築物の建築計画の説明について、説明 会の開催を義務付けるなどの改正を行うもの

応募 9月20日火~10月20日休に都市計画課(〒411 - 8666 北田町 4 - 47、 M 973 - 7241、toshikei@ city.mishima.shizuoka.jp)

問合せ 都市計画課 (☎ 983 - 2631)

●三島市散骨場の経営の許可等に関する条例案

内容 市における散骨場の経営許可などの基準につい て必要な事項を定めることにより、散骨場経営の適 正を図り、公衆衛生の向上、生活環境の保全、その ほか公共の福祉に寄与することを目的とするもの

応募 9月20日火~10月20日休に水と緑の課(〒411 - 8666 北田町 4 - 47、₩ 973 - 7241、mizutomid ori@city.mishima.shizuoka.jp)

問合せ 水と緑の課(☎983 - 2643)

パブリック・コメント制度

市が基本的な政策などを策定する場合、広くそ の案に対する意見を聞き、それを考慮して最終的 な案を決定します。その際に、その意見に対する 行政の考え方を併せて公表する制度です。

※各資料は市ホームページ、各担当課、市役所情 報公開コーナー、生涯学習センター、各市立公 民館などで閲覧可

問合せ 行政課(2983 - 2615)

普通財産(土地)の売り払い

市の保有地を売り払います

市が保有している土地を一般競争入札により売り払 います。

対象物件 東大場一丁目 33 番 1 (宅地)、東大場一丁 目33番2(宅地)※対象となる土地の売り払いは、 2 筆合計

実測面積 1,364.26㎡(市街化調整区域、東大場地区 計画区域)

注意事項 ▶対象の土地は、東大場地区計画区域のう ち利便用地区に該当するため、一般住宅などの建築

はできません。▶幼稚園・保育園・診療所・社会福 祉施設・子育て支援施設・店舗などが建築可能です。 ただし、その場合でも建築制限を受けることがあり ます。▶詳細は、都市計画課で確認ください。申込 期間中、管財課で「入札心得書(普通財産の一般競 争入札による売却実施要領)」を配布しています。

申込み 10月5日 分までに、管財課 (〒411 - 8666 北田町4-47)

問合せ 管財課 (☎983 - 2623)

民間事業者のノウハウを生かし、より使いやすい駐車場に

三島駅北口の駐車場に指定管理者制度を導入します

指定管理者制度は、民間事業者のノウハウを生かし、 利用者の多様なニーズに応え、効率的な行政運営によ り経費節減を図ることを目的とするものです。

指定期間 10月1日出~平成33年3月31日休

施設名 三島駅北口広場送迎用一般車駐車場

指定管理者 タイムズ 24 ㈱連合体

新たなサービス ▶ クレジットカードや各種電子マ ネーによる料金支払い▶携帯電話やカーナビゲー ションシステムによる満車・空車情報の発信

駐車料金 現行通り (最初の30分無料、30分~1時

間 400 円、その後 30 分ごとに 200 円を加算した額)

●入口のレイアウトを変更し、より入りやすい駐車場に

駐車場への入場を より円滑にするた め、レイアウトの変 更工事を行います。 **工事期間** 9月19日

(月・祝)~30日金)

問合せ 都市整備課 (2983 - 2634)

出口 封鎖 ТΠ 移設 ↓三島駅